

原議保存期間	5年(令和1年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和1年12月31日まで保存)

県相甲達第22号
会甲達第24号
令和6年4月18日

部課署長 殿

石川県警察本部長

犯罪被害者の医療費等に係る公費負担要領の改正について（通達）

対号 令和3年3月19日付け県相甲達第2号、会甲達第8号、人少甲達第15号、生捜甲達第4号、刑企甲達第31号、捜一甲達第36号「犯罪被害者の医療費等に係る公費負担要領の制定について（通達）」

犯罪被害者の医療費等に係る公費負担制度については、対号に基づき運用しているところであるが、別添のとおり犯罪被害者の医療費等に係る公費負担要領を改正するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

犯罪被害者の医療費等に係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者の医療費等を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、犯罪被害者及びその家族（以下「被害者等」という。）の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 支援対象者

次に定める犯罪（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）の被害者等（以下「支援対象者」という。）に対して公費負担できるものとする。

(1) 身体犯（性犯罪を除く。以下同じ。）

ア 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）

イ 強盗致死傷罪（刑法第240条）

ウ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条）

エ 傷害致死罪（刑法第205条）

オ 傷害罪（刑法第204条）（ただし、被害者が全治4週間以上の傷害を負ったもの）

カ アからオ以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの、又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治4週間以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

キ その他所属長が必要と認める犯罪

(2) 性犯罪

ア 強盗・不同意性交等罪（刑法第241条）

イ 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条）

ウ 不同意性交等罪（刑法第177条）

エ 不同意わいせつ罪（刑法第176条）

オ 監護者わいせつ罪（刑法第179条）

カ 監護者性交等罪（刑法第179条）

キ 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）

ク その他所属長が必要と認める犯罪

3 対象経費

(1) 身体犯

- ア 初診料（治療費、投薬料等は含まない。）
- イ 診断書料（警察が支援対象者に診断書の提出を求めた場合）

(2) 性犯罪

- ア 初診料
- イ 処置料
 - ・ 致死傷に伴う処置料及び投薬料
 - ・ 子宮頸管粘液採取に伴う費用
 - ・ 膣洗^{ちつ}浄、尿検査、超音波検査、基本検査に伴う費用

ウ 緊急避妊に係る費用

エ 性感染症検査費用

H I V（エイズ）、B型肝炎、C型肝炎、クラミジア、淋^{りん}病、梅毒、その他特に検査が必要と認められる性感染症の検査に要する費用

オ 人工妊娠中絶費用（妊娠検査費用を含む。）

カ 診断書料（警察が支援対象者に診断書の提出を求めた場合）

4 公費負担の範囲

- (1) 初診料及び診断書料は、被害者1人につき1回（通）分とするが、負傷の部位により複数の医療機関又は診療科（以下「医療機関等」という。）で診察を要した場合は、各々1回（通）分とする。
- (2) 性犯罪被害者の処置料は、初回診察時の1回分（性感染症検査費用を含む。）とするが、負傷の部位により複数の医療機関等で診察を要した場合は、それぞれの医療機関等ごとに1回分とする。
- (3) 性感染症検査は、性感染症それぞれの潜伏期間後の検査について、1つの性感染症につき1回分とする。なお、初診時、潜伏期間中であつたものの性感染症検査を受けた場合は、初診時と潜伏期間後の分と合わせて2回分とする。
- (4) 性犯罪被害者の人工妊娠中絶費用は、母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条に基づく人工妊娠中絶を行う場合で、その手術に係る実費額とする。

5 適用除外事由

公費で負担することが社会通念上適切でないとき、これを行わないものとする。

6 手続

- (1) 所属長は、前記2の支援対象者を認知した場合、必要に応じ、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）と公費負担の可否を検討す

るものとする。

- (2) 公費負担制度を適用する場合、所属長は、支援対象者及び医療機関等に対して、この制度の趣旨等を説明する。なお、支援対象者に公費を支払う場合は、医療機関等に対する説明は省略することができる。
- (3) 所属長は、支援対象者又は医療機関等から受領した請求書を別記様式「犯罪被害者の医療費等に係る公費負担申請書」に添付し、県民支援相談課長を經由して警察本部長に申請するものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 所属長は、性感染症検査の必要が認められる性犯罪被害者に対して、同検査は公費負担の対象である旨を教示する。
- (2) 性犯罪被害者がこの制度による人工妊娠中絶を希望する場合、所属長は、必ず事前に県民支援相談課長と協議するものとする。
- (3) 所属長は、支援対象者や医療機関等の医師等に対し、この制度の趣旨等、必要に応じた説明を行うものとする。
- (4) 支援対象者が少年の場合には、特段の事情がある場合を除き、所属長は、保護者等に対しても、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (5) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

(別記様式省略)